

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 内閣府
対象税目	法人住民税 事業税	
要望項目名	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構への寄附を行う法人等を対象とした措置である。</p> <p>※ 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構は、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（研究開発力強化法）において、「研究開発法人（独立行政法人であって、研究開発等、研究開発であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓蒙及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なもの）」として、同法別表に掲げられている（試験研究等独法：32法人）。</p> <p>※ 本要望については、文部科学省（予定）において試験研究等独法32法人を取りまとめの上、要望するとともに、あわせて各法人所管府省からも別途要望を行うものである。</p> <p>・ 特例措置の内容 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号	
要望理由	<p>独立行政法人整理合理化計画(H19.12.24閣議決定)には、独立行政法人の自律化に関する横断的措置として、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化が盛り込まれている。また、研究開発力強化法では、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構について、自己収入（寄附金受入）の増大を税制面から促進し、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動の促進を図る。</p> <p>なお、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構は、沖縄科学技術大学院大学学園法に基づき、政令で定める日（同法の公布の日から3年以内）に解散し、新たに沖縄科学技術大学院大学学園（学校法人）が設立される。この学園は、学校法人を対象とする既存の指定寄附金制度の対象となるが、機構が解散するまでの間について、先行的に指定寄附金制度の対象とすることで、機構の自立的経営に向けた寄附金の獲得を促すことが可能となる。また、こうした取組により、学園設立後の寄附金獲得が容易かつ円滑になる。</p>	
減収見込額	（初年度） 2. 17 （ — ） （平年度） 2. 17 （ — ） （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税 特定公益増進法人制度 ※ 独立行政法人は特定公益増進法人に該当する。</p> <p>・ 融資、補助金その他 運営費交付金、補助金等の財政支出を受けている。</p>
	22年度の要望	<p>・ 国税 試験研究等独法への寄附金促進税制の創設</p> <p>・ 融資、補助金その他 運営費交付金、補助金等の財政支出を受けている。</p>
過去の要望経緯	内閣官房行政改革推進室より、平成20年度及び平成21年度の税制改正要望において、全ての独立行政法人への寄附金に関し、全額損金算入できる指定寄附金への指定による、抜本的な促進措置の導入（法人税・所得税）を要望したことを受けて、当該措置が認められた場合における法人住民税法人税割及び法人事業税について、同様の効果の適用を要望した。	
本要望に対応する縮減案		